

盛岡市子ども・若者育成支援計画の策定について

1 策定の目的

本市では、家庭や学校、地域、職場、行政の連携を強化しながら、青少年施策を推進するため、平成 17 年度に策定した「新青少年健全育成計画」のもとで取組を進めてきた。

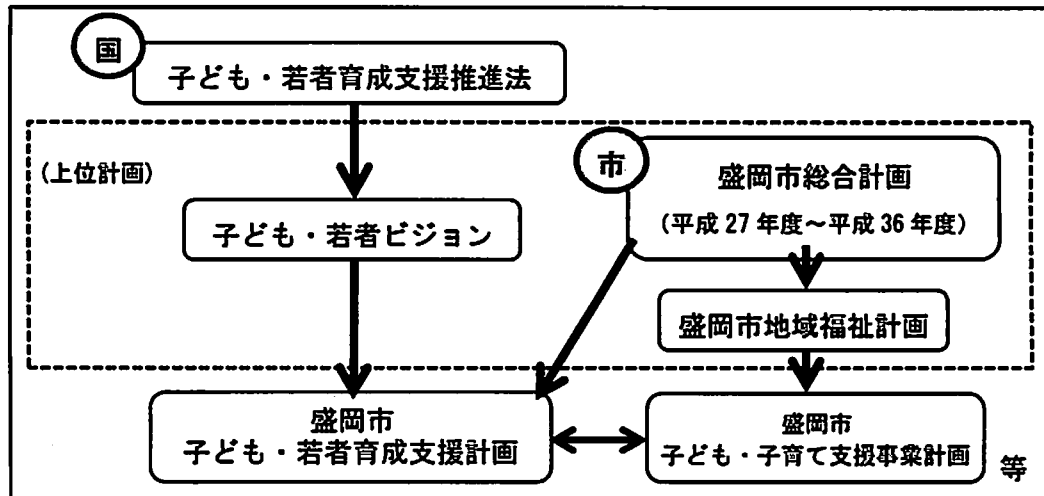
こうした中、国では平成 22 年 4 月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、子ども・若者育成支援施策の包括的推進の枠組みが整備されるなど、子ども・若者に関する行政施策は、大きな転換期を迎えた。

本計画は、平成 26 年度までの現計画「新青少年健全育成計画」の成果を継承しながら、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子ども・若者ビジョン」の趣旨を踏まえ、歩調を一にしながら将来を担う盛岡市の子ども・若者の育成・支援を総合的かつ計画的に進めるために策定する。

2 計画の位置付け

本計画は「子ども・若者育成支援推進法」第 9 条第 2 項に基づく、「市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画」に位置付け、国の「子ども・若者ビジョン」との整合を図り、新たに策定しようとするものである。

また、盛岡市総合計画の将来像『ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡』の基本目標「人がいきいきと暮らすまちづくり」及び「人を育み未来につなぐまちづくり」の実現に向けた個別計画としても位置付けられ、「盛岡市子ども・子育て支援事業計画」等、関連する市の計画とともに推進するものである。



3 計画の期間及び対象

(1) 計画期間

平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間とする。

ただし、計画の進捗状況や子ども・若者を取り巻く社会情勢の変化に応じて、おおむね 5 年を目途に、必要な見直しを行うものとする。

(2) 対象の範囲

0歳からおおむね30歳未満とするが、雇用など特定の分野においては、社会的自立に困難を抱える30歳代も本計画の対象とする。

法令等の名称	呼称等	1	6	12	14	15	18	20	30	35	40	
子ども・若者育成支援推進法(*1)	子ども・若者	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	・青少年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
子ども・若者ビジョン(*2)	子ども	乳幼児期	■	■	■	■						
		学童期		■	■	■	■					
	思春期				■	■	■	■				
	若者	青年期						■	■	■	■	■
		ポスト青年期								■	■	■
児童福祉法	児童	■	■	■	■	■	■	■				
	乳児	■										
	幼児	■	■	■	■							
	少年			■	■	■	■	■				

注(*1) 法令上の規定なし。内閣府では、子ども・若者の範囲は「0歳から30歳代のものを含む」としている。
 (*2) 思春期の上限はおおむね18歳。青年期の上限はおおむね30歳未満としているが、特定の分野においては、青年期を過ぎた40歳未満の若者を含む。

4 基本理念・基本目標

(1) 基本理念

国の「子ども・若者ビジョン」においては、次の5つの理念を掲げている。

- 1 子ども・若者の最善の利益を尊重
- 2 子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー
- 3 自己を確立し社会の能動的形成者となるための支援
- 4 子ども・若者一人一人の状況に応じた総合的支援を、社会全体で重層的に実施
- 5 大人社会の在り方の見直し

これを踏まえ、本計画における基本理念を次のとおりとする。

多くの主体が連携・協力して「子ども・若者」一人ひとりに寄り添い、すべての「子ども・若者」が健やかに育ち、自立し、活躍できるまち“もりおか”を目指します。

また、基本理念の実現を目指すためスローガンを次のとおりとする。

未来へのかけ橋“子ども・若者”を みんなで支え、育てるまち“もりおか”

【参考】 「新しい総合計画」におけるまちづくりの合言葉

基本目標	施策の体系・方向性	まちづくりの合言葉
人がいきいきと暮らすまちづくり	子ども・子育て、若者への支援	みんなで広げよう 子ども 子育て支援の輪
人を育み未来につなぐまちづくり	社会を担う人材の育成	みんなが主役 それぞれが輝けるステージをみつけよう

(2) 基本目標

基本理念の実現に向け、3つの基本目標を掲げて計画を推進する。

基本目標1 すべての子ども・若者の活躍を支援します 【活躍支援】

基本目標2 困難を有する子ども・若者の自立を目指します 【自立支援】

基本目標3 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境を整えます 【環境整備】

5 施策の体系

基本目標	基本施策	施策の方向性	
1 すべての子ども・若者の活躍を支援します 【活躍支援】	(1) 子ども・若者の自己形成支援	ア 日常生活能力の習得	
		イ 多様な活動機会の提供	
		ウ 学力・体力・情報活用能力の向上	
	(2) 子ども・若者の社会参加支援	ア 社会形成への参画支援	
		イ 社会参加の促進	
		ウ 国際交流・国際理解の促進	
	(3) 子ども・若者の健康と安心の確保	ア 健康の確保・増進	
		イ 相談体制の充実	
	(4) 若者の就労支援	ア 就業能力・意欲の向上	
		イ 就労等支援の充実	
	2 困難を有する子ども・若者の自立を目指します 【自立支援】	(1) 困難な状況ごとの取組	ア ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者への支援
			イ 障がいのある子ども・若者への支援
ウ 非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援			
エ 子どもの貧困問題への対応			
オ 特に配慮が必要な子ども・若者への支援			
(2) 子ども・若者の被害防止・保護		ア 児童虐待防止対策	
		イ 子ども・若者の福祉を害する犯罪対策	
		ウ いじめ被害, 自殺対策	
		エ 虐待, 犯罪被害者対策	
3 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境を整えます 【環境整備】	(1) 社会全体で支える環境の整備	ア 家庭, 学校及び地域の連携強化	
		イ 多様な主体による取組の推進	
		ウ 地域における多様な担い手の育成	
		エ 子育て支援等の充実	
		オ 子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応	
	(2) 大人社会のあり方の見直し	ア ワーク・ライフ・バランスの推進	
		イ 人権意識の向上	

6 施策の展開

基本目標1 すべての子ども・若者の活躍を支援します【活躍支援】

(1) 子ども・若者の自己形成支援

ア 日常生活能力の習得

- ・基本的な生活習慣の形成
- ・コミュニケーション能力や規範意識等の向上★

イ 多様な活動機会の提供

- ・地域等での多様な活動
- ・生涯学習への対応
- ・読書活動の推進

ウ 学力・体力・情報活用能力の向上

- ・基礎学力の確立★
- ・体力の向上
- ・学校教育の情報化の推進
- ・学校・地域の連携

(2) 子ども・若者の社会参加支援

ア 社会形成への参画支援

- ・社会形成・社会参加に関する教育の推進
- ・子ども・若者の意見表明機会の確保★

イ 社会参加の促進

- ・ボランティアなど社会参加活動の推進

ウ 国際交流・国際理解の促進★(IC+プロジェクト)

- ・国際交流活動の推進
- ・国際理解教育の推進

(3) 子ども・若者の健康と安心の確保

ア 健康の確保・増進

- ・小児医療の充実
- ・思春期特有の課題への対応
- ・健康教育の推進

イ 相談体制の充実

- ・学校における相談体制の充実
- ・地域における相談，医療機関への対応
- ・行政における相談の実施

(4) 若者の就労支援

ア 就業能力・意欲の向上

- ・職業的自立に必要な能力の形成
- ・能力開発

イ 就労等支援の充実

- ・高校生等に対する就職支援
- ・大学生等に対する就職支援等
- ・職業的自立に向けての支援
- ・起業支援

基本目標2 困難を有する子ども・若者の自立を目指します【自立支援】

(1) 困難な状況ごとの取組

ア ニート、ひきこもり、不登校等の子ども・若者への支援

- ・地域において支援するための取組
- ・ニート等の若者への支援
- ・ひきこもりへの支援
- ・不登校の子ども・若者への支援
- ・心の問題への対応
- ・高等学校中途退学者等への支援

イ 障がいのある子ども・若者への支援

- ・障がい（身体、知的、精神）のある子ども・若者への支援
- ・発達障がいのある子ども・若者への支援
- ・障がい者に対する就労支援等

ウ 非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援

- ・非行防止、相談活動等
- ・薬物乱用防止
- ・更生保護、自立・立ち直り支援
- ・いじめ・暴力対策

エ 子どもの貧困問題への対応 **★新**

- ・経済的困難を抱える家庭等への支援
- ・ひとり親家庭への支援
- ・世代を超えた貧困の連鎖の防止

オ 特に配慮が必要な子ども・若者への支援 **★新**

- ・非行少年の立ち直り支援
- ・外国人の子どもの教育の充実等
- ・性同一性障害等への支援
- ・10代の親への支援

(2) 子ども・若者の被害防止・保護

ア 児童虐待防止対策

- ・相談体制の充実
- ・保護者等を対象とする教育の充実

イ 子ども・若者の福祉を害する犯罪対策

- ・相談体制の充実
- ・予防啓発の実施
- ・保護体制の充実

ウ いじめ被害, 自殺対策

- ・相談体制の充実

エ 虐待, 犯罪被害者対策

- ・相談体制の充実
- ・保護体制の充実

基本目標3 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境を整えます【環境整備】

(1) 社会全体で支える環境の整備

ア 家庭, 学校及び地域の連携強化

- ・家庭教育の支援
- ・家庭・地域と一体となった学校の活性化
- ・教育・相談の体制や機能の充実

イ 多様な主体による取組の推進

- ・相談体制の充実
- ・民間団体等の育成支援の取組の促進
- ・多様な主体によるネットワークの構築

ウ 地域における多様な担い手の育成

- ・青少年リーダー等の育成
- ・民間協力者の確保
- ・同世代による相談・支援
- ・子ども・若者自身のネットワークの形成支援

エ 子育て支援等の充実

- ・子どもと子育てを応援する社会の実現に向けた取組

オ 子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応

- ・有害環境等への対応

(2) 大人社会のあり方の見直し

ア ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・就労環境の改善

イ 人権意識の向上

- ・命を大切にする活動の推進 (LGBTへの理解も含む)
- ・虐待等を行った保護者等への対応
- ・家族や地域の大切さ等についての理解促進

7 計画の推進体制・進行管理

(1) 推進体制

この計画に掲げる施策の効果的推進を図るために、「盛岡市子ども・若者行政推進連絡会議」において、各部局が実施する施策や事務事業との連携の確保や実施状況の把握、情報交換と共有を行い、庁内で一体として計画の推進を図る。

(2) 進行管理

この計画の実効性を確保するために指標を設定し、進捗状況について調査・検証して「盛岡市青少年問題協議会」に報告するとともに、市民に公表する。

8 これまでの経過及び今後のスケジュール

平成 26 年	2 月	14 日	平成 25 年度第 2 回盛岡市青少年問題協議会
	8 月	5 日	平成 26 年度第 1 回盛岡市青少年問題協議会
	11 月	7 日	平成 26 年度第 2 回盛岡市青少年問題協議会
	11 月	10 日	政策形成推進会議
	11 月	13 日	総務常任委員会
	11 月	19 日	青少年行政推進連絡会議（子ども・若者行政推進連絡会議 に改編）
平成 27 年	1 月	22 日	平成 26 年度第 3 回盛岡市青少年問題協議会
	1 月	26 日	政策形成推進会議
	2 月	2 日	庁議
	2 月	16 日	市議会全員協議会
	2 月	17 日	パブリックコメント
	～3 月	10 日	
	3 月		市長決裁